

証券コード 9407

2022年6月10日

株 主 の 皆 様 へ

福岡市早良区百道浜二丁目3番8号
株式会社RKB毎日ホールディングス
取締役社長 井上良次

**「第93回定時株主総会招集ご通知」に関するインターネット開示情報
(法令及び定款に基づくみなし提供事項)**

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、第93回定時株主総会招集ご通知の添付書類のうち、当社ホームページ (<http://rkb.jp>) に掲載することにより、当該添付書類から記載を省略した事項は次のとおりでありますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

I. 事業報告の以下の事項

- | | |
|------------------|--------|
| 1. 会社の体制及び方針 | 1頁～ 3頁 |
| 2. 会社の支配に関する基本方針 | 4頁～ 5頁 |

II. 連結計算書類及び計算書類の以下の事項

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 | 6頁 |
| 2. 連結計算書類の連結注記表 | 7頁～13頁 |
| 3. 計算書類の株主資本等変動計算書 | 14頁 |
| 4. 計算書類の個別注記表 | 15頁～18頁 |

1. 会社の体制及び方針

当社の経営理念は、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下に持つ認定放送持株会社としての責任を全うし、また企業活動のすべてにわたって公正と誠実の理念を貫き、地域社会の揺るぎない信頼を得ることにあります。

このため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり、取締役会において決議しております。

(1) 当社及び子会社（以下「当社グループ」という）の取締役・使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社及び会社法第2条第3号に定義される子会社により構成される当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために、コンプライアンス憲章を定め、当社グループ内の全取締役・使用人に周知徹底させる。
- ② コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
- ③ 社内に独立した監査部門を設け、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は取締役会及び監査役に報告されるものとする。
- ④ 法令及び定款上疑義のある行為等について、使用人等が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設ける。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規定に従い設置されたリスク管理委員会において、社内で発生しうる損失のリスクを正確に把握し、発生防止策及びリスク発生時の損失を極小化する事前対応策を検討するものとする。また、新たに生じたリスクについては同委員会において討議し、取締役会へ報告するとともに、速やかな措置をとるものとする。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の効率性を確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定時に開催する。
- ② 経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、月1回開催される常勤取締役会及び必要に応じ開催される臨時常勤取締役会において議論し、その決定を経て執行する。

③グループ会社管理の担当部署を置き、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。常勤取締役・監査役及び担当部署は月1回以上グループ社長会を開催し、関係会社の月次業績のレビューを受け、改善策等を各社に指示するとともに、常勤取締役会を経て執行された事項について各社から報告を受けるものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役の指名する使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は監査役からの指示に対し他の業務に優先して従事するものとする。

(6) 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、取締役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、業務監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備する。取締役会は、報告された内容を速やかに監査役会（窓口は常勤監査役）に文書にて報告する。また、報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内の全取締役・使用人に周知徹底する。

(7) 当社の監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の監査役会監査に対する理解を深め、監査役会監査の環境を整備するよう努める。また、監査役会と代表取締役との間の意見交換会を開催するとともに、監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努める。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務執行の適正性及び効率性の向上

当事業年度は定例を含め10回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。

(2) 当社グループにおける業務の適正性の確保

当社の行動指針であるR K Bコンプライアンス憲章をグループ会社にも適用し、子会社からコンプライアンスの推進状況及びリスク管理の状況について定期的に報告を受けるとともに事業の推進状況について確認いたしました。また、業務監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役会は7回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会や子会社の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびに業務監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号社書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めております。

(1) 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても法令に別段の定めがある場合を除き、一概に否定されるべきものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思によりその適否が判断されるべきであると考えます。

ただし、株式の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることのできない可能性があるなど、当社及び当社グループ会社（以下、「当社グループ」といいます。）の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

当社は上場会社として市場経済の発展に寄与すべき責務を負うことはもとより、有限希少の電波を預かる放送事業者を傘下にもつ認定放送持株会社として、高い公共性を求められている企業であります。従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、放送法や電波法等、法令の趣旨、放送事業者としての公共的使命と社会的責任を深く認識し、自覚しなければなりません。さらに視聴者・聴取者の支持と共感を得ることのできる番組制作や、地域社会・市民社会の発展に寄与する企業活動を柱とする事業計画を推進させ、当社グループの企業価値、株主の共同の利益を継続的に堅持し、また向上させていく者でなければならないと考えております。

(2) 基本方針の実現の取り組み

当社は、民間放送局を傘下に持つ認定放送持株会社として、放送の公共的使命と報道機関としての責任を自覚し、地域社会・市民社会の発展に貢献する企業活動を継続することが社会的責務であり、かつ経済的存立の基盤であるとの認識に基づいて事業活動を行っております。当社グループが構築してきたコーポレートブランドや企業価値、株主共同の利益を確保・向上させていくため、以下の3点を重点施策とした取り組みを推進しております。

①迅速・正確な報道

「価値ある情報」を迅速・正確に発信することを第一の責務とします。また、視聴者・聴取者の支持を得る情報を発信し、またエンターテインメントコンテンツ制作を行います。さらに、制作管理体制を整備・点検し、視聴者・聴取者の信頼を損なう番組は放送いたしません。

②地域社会・市民社会への貢献

放送に加え、放送局の特性を生かした良質なイベントの展開等、総合力でエリアへの貢献を果たします。また、企業活動自体が地球環境に負荷があることを認識し、環境保全活動を推進いたします。

③健全な経営

安定的な財務体質を目指して、コスト意識の徹底を図り、時代に合った番組づくりと事業の展開、また、デジタル時代の新たな収入源の開発など多様なコンテンツ開発に経営資源を集中します。

**(3) 基本方針に照らして不適切な者によって財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための
取り組み**

当社が公開会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社株式に対する大規模買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても法令に別段の定めがある場合を除き、一概に否定されるべきものではありません。

しかし、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある敵対的かつ濫用的買収が当社に対して行われた場合には、必要かつ適正な対応を採らなければなりません。

従って、当社は当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該大規模買付行為の是非について適切に判断するために必要かつ十分な情報を求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の関連法令に基づき、必要な措置を講じてまいります。

連結株主資本等変動計算書 <2021年4月1日から2022年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	560	4	32,971	△184	33,352
会計方針の変更による累積的影響額			5		5
会計方針の変更を反映した当期首残高	560	4	32,976	△184	33,357
当期変動額					
剰余金の配当			△164		△164
親会社株主に帰属する当期純利益			996		996
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	832	△0	831
当期末残高	560	4	33,808	△184	34,188

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,319	△69	1,250	888	35,490
会計方針の変更による累積的影響額					5
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,319	△69	1,250	888	35,496
当期変動額					
剰余金の配当					△164
親会社株主に帰属する当期純利益					996
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△228	△16	△245	95	△149
当期変動額合計	△228	△16	△245	95	681
当期末残高	1,090	△85	1,005	984	36,177

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1.連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------|---|
| (1)連結子会社の数 | 5社 |
| (2)連結子会社の名称 | R K B 毎日放送株式会社
株式会社 B C C
株式会社 R K B 映画社
R K B ミューズ株式会社
R K B 興発株式会社 |
| (3)主要な非連結子会社の名称等 | 有限会社平和ビルサービス
非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等（持分に見合う額）がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。 |

2.持分法の適用に関する事項

非連結子会社（有限会社平和ビルサービス）及び関連会社（株式会社九州東通）は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3.会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(ア)満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(イ)その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

主として、商品、仕掛品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）により、貯蔵品については最終仕入原価法による原価法によっております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物

定額法（主な耐用年数15～50年）

その他の有形固定資産

定率法（主な耐用年数2～15年）

- ②無形固定資産（リース資産を除く）定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
- (3)重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4)重要な収益及び費用の計上基準
- ①放送事業
放送事業は、テレビ及びラジオを放送する事業です。主な履行義務は顧客との契約に基づき、視聴者及び聴取者に番組と広告を放送することであり、放送された時点で収益を認識しております。
- ②システム関連事業
システム関連事業は、主にシステムの開発を行う事業です。システム開発は一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、システム開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生したシステム開発原価が、予想されるシステム開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、システム開発における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いシステム開発については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- ③不動産事業
不動産事業は、主に保有するビル及び土地を賃貸する事業です。当該不動産の賃貸による収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引に該当し、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。
- (5)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る負債の計上基準
退職給付債務の算定にあたり、退職給付債務見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理することとしております。

会計方針の変更に関する注記

1.収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社グループの放送事業及びその他事業におきましては、従来は一部の取引において総額で収益を認識しておりました。収益認識会計基準等の適用により当連結会計年度の期首より顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法にする等の変更を行っております。

当社グループのシステム関連事業のシステム開発におきましては、従来は完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しておりました。収益認識会計基準等の適用により当連結会計年度の期首よりシステム開発の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生したシステム開発原価が、予想されるシステム開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、システム開発における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いシステム開発については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高は11億32百万円減少し、売上原価は11億38百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は5百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

2.時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	放送事業	システム 関連事業	不動産事業	その他事業	合計
テレビ放送	13,310	－	－	－	13,310
ラジオ放送	1,095	－	－	－	1,095
システム関連	－	6,461	－	－	6,461
その他	－	－	－	1,291	1,291
顧客との契約から生じる収益	14,405	6,461	－	1,291	22,158
その他の収益	－	－	1,037	－	1,037
外部顧客への売上高	14,405	6,461	1,037	1,291	23,196

2.収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

1.繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,729百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループにおける繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性等に依存しております。特に将来の課税所得の見積りにおいて、RKB毎日放送株式会社の収入の柱となる放送事業のテレビ広告収入の予測は国内景気や新型コロナウイルス感染症等の外部環境の影響を受けるため、主要な仮定となります

なお、新型コロナウイルス感染症の影響について、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解はなく、当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等を正確に予測することが困難であり、翌連結会計年度末まで当該影響が継続するとの仮定を置いております。

今後の経過によっては、これらの仮定及び見積りの見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

22,437百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	2,240,000	—	—	2,240,000
合計	2,240,000	—	—	2,240,000

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	164	75	2021年3月31日	2021年6月30日
計		164			

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 197百万円
- ②1株当たり配当額 90円
- ③基準日 2022年3月31日
- ④効力発生日 2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な定期預金及び公社債等に限定しております。投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,122百万円）及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額92百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、「預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「未収入金」「未払費用」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100	101	△0
②その他有価証券	3,880	3,880	－

(注) 時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いた算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、福岡市において賃貸用の不動産を有しております。また、本社ビル(土地を含む。)の一部を賃貸に供しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
10,997	19,180

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定評価書等(時点修正等を含む)の金額に基づくものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1.1 株当たり純資産額	16,054円4銭
2.1 株当たり当期純利益	454円60銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 <2021年4月1日から2022年3月31日まで>

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	560	4	140	2,350	24,482	933	27,906
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△58		58	－
固定資産圧縮積立金の積立				－			－
別途積立金の積立					500	△500	－
剰余金の配当						△164	△164
当期純利益						354	354
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△58	500	△251	190
当期末残高	560	4	140	2,292	24,982	682	28,096

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△184	28,286	1,319	1,319	28,605
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△164			△164
当期純利益		354			354
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△221	△221	△221
当期変動額合計	△0	189	△221	△221	△31
当期末残高	△184	28,476	1,097	1,097	29,574

個別注記表

重要な会計方針

1.資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

以外のもの

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物

定額法（主な耐用年数15～50年）

その他の有形固定資産

定率法（主な耐用年数 6～10年）

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3.収益及び費用の計上基準

(1)不動産事業

不動産事業は、主に保有するビル及び土地を賃貸する事業です。当該不動産の賃貸による収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引に該当し、賃貸借契約期間にわたって収益を認識しております。

(2)経営指導

経営指導は、主に関連会社での経営助言業務であり、関連会社との契約に基づいて経営助言を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

1.収益認識に関する会計基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識に関する会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

2.時価の算定に関する会計基準

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1.有形固定資産の減価償却累計額	8,468百万円
2.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1)短期金銭債権	88百万円
(2)短期金銭債務	68百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 880百万円

仕入高 302百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金 137百万円

固定資産購入 25百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 47,842株

税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金（1,005百万円）、その他有価証券評価差額金（361百万円）であり、繰延税金資産の発生の主な原因は、吸収分割による子会社株式（1,181百万円）等です。なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は149百万円です。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	RKB毎日放送(株)	所有 直接100%	不動産の賃貸 経営指導 役員の兼務	不動産の賃貸	686	売掛金	62
				経営指導料	150	売掛金	13
子会社	RKB興発(株)	所有 直接100%	不動産管理	不動産管理料	295	未払費用	35

(注) 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。なお、役員及びその近親者との取引はいずれもいわゆる第三者のための取引であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・不動産の賃貸については、本社建物等に係るものであり、当社の原価を勘案して合理的に金額を決定しております。
- ・経営指導料については、グループ経営管理事業に係るものであり、当社の原価を勘案して合理的に金額を決定しております。
- ・不動産管理料については、本社建物に係るものであり、不動産管理料に関する契約に基づき、合理的に金額を決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1.1 株当たり純資産額	13,491円12銭
2.1 株当たり当期純利益	161円81銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。